

令和 3 年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の考え方
(令和 3 年 1 月時点)

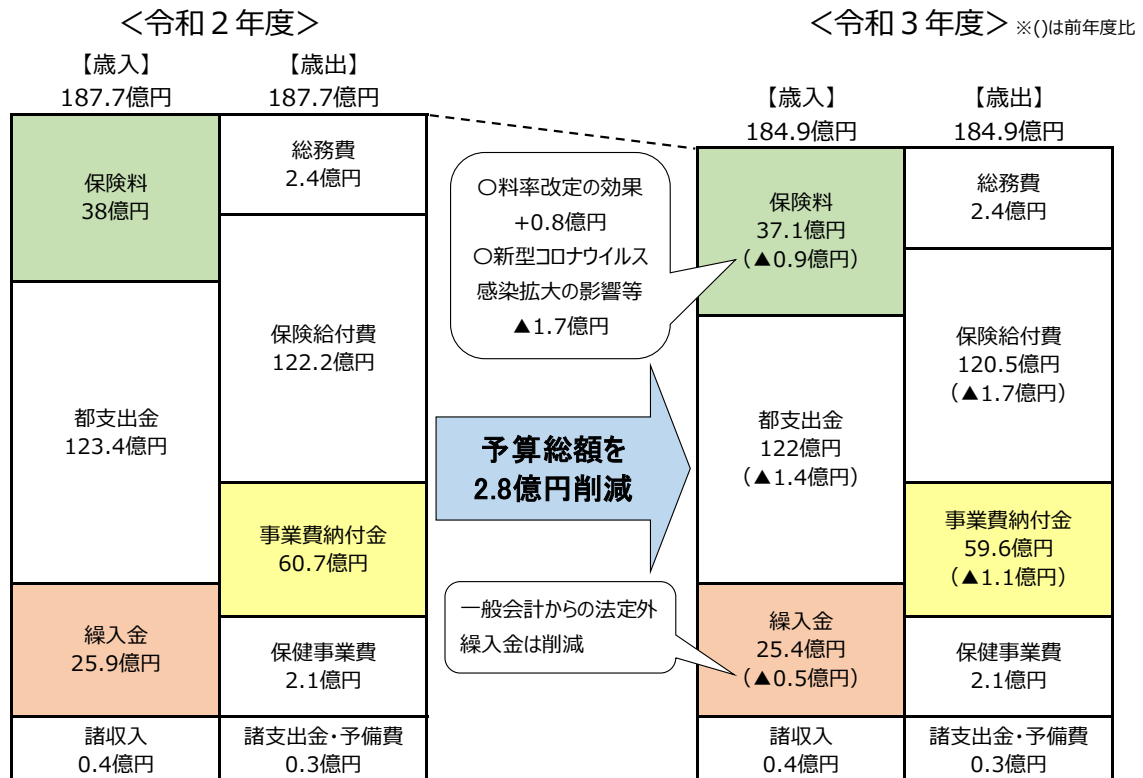
1 前提条件

- 令和 3 年度の被保険者数は、直近の異動推移を踏まえ、令和 2 年度実績見込み (41,850 人) に、前年度からの減少率 (1.67%) を乗じて、41,150 人 (前年度比▲700 人) と見込む。
- 保険料率は、財政健全化計画に基づき、以下のとおり改定を行う。

	令和 2 年度	令和 3 年度 (案)
医療分保険料率	5.41%	5.57% (+0.16P)
医療分均等割額	31,600 円	32,500 円 (+900 円)
支援分保険料率	1.68%	1.76% (+0.08P)
支援分均等割額	6,500 円	7,200 円 (+700 円)
介護分保険料率	1.64%	1.67% (+0.03P)
介護分均等割額	14,300 円	14,300 円 (±0 円)

- 事業費納付金は、1 月に東京都が示した確定係数に基づく算定金額を用いる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大及び平成 30 年度の税制改正による一定の減収を見込む。

2 予算比較

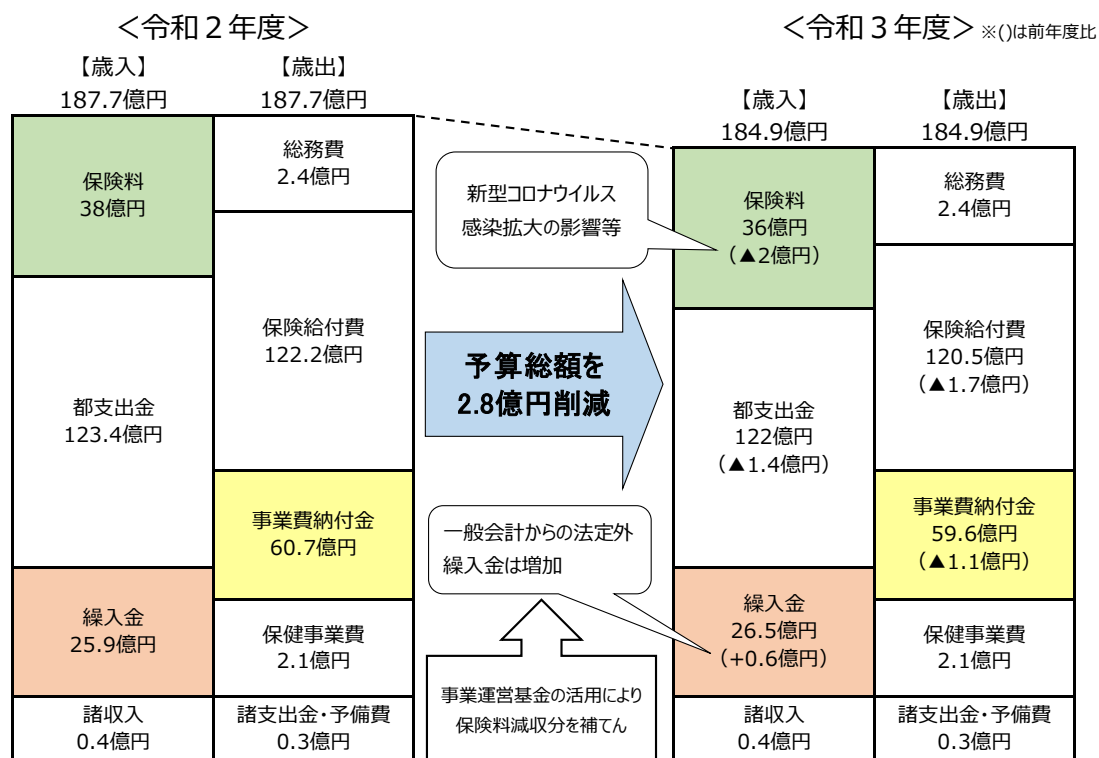


□ 令和3年度に保険料率を改定しない場合

1 前提条件

令和3年度の被保険者数見込み、事業費納付金、新型コロナウイルス感染症の拡大等による減収見込みは料率改定の場合と同様

2 予算比較（令和3年度予算額は令和3年1月時点）



3 令和3年度に保険料率を改定しない場合の想定リスク

- 一般会計からの法定外繰入金額が前年度比で約6千万円増額となり、財政健全化の点で課題が大きい。
- 法定外繰入金を増額分を事業運営基金の取崩しで補填する場合、基金は2年間でほぼ枯渇する。(令和元年度末の基金残高 200,244,416円)
- 令和5年度の保険料率は、法定外繰入金の削減とともに、基金の早期回復を図るため、一定程度改定幅を大きくせざるを得ない。
- 財政健全化に向けた取組が遅れることから、東京都から交付される保険者努力支援交付金が減額されるおそれがある。

4 今後の方向性

令和2年12月に東京都が改定した「東京都国民健康保険運営方針」では、「医療費適正化や収納率向上を推進していく中で、将来的には保険料水準の平準化を目指していく。」とされており、本市においても、財政健全化計画に沿って、東京都が示す標準保険料率を参考とし、適切に保険料率の改定を進める必要がある。